

日医発第 1755 号（法安）  
令和 8 年 2 月 3 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 藤原 慶正  
(公 印 省 略)

### 医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品・医療機器等」という。）の回収の情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）のウェブサイト上に掲載し、広く周知を図っているところです。

今般、医療機関等の情報システムにおける回収情報の活用に係る利便性向上のため、回収に係る PMDA のウェブサイト及び関連システムの改修を行い、商品コード（GTIN：Global Trade Item Number。以下「GTIN」という。）を掲載内容に追加するとともに、GTIN を含む回収情報を CSV 形式で提供することが可能となった旨、厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課長より、本会宛て通知がございました。

つきましては、貴会におかれましても、内容をご了知のうえ、貴会管下会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

医薬監麻発 0128 第 2 号  
令和 8 年 1 月 28 日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省 医薬局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法について

平素より厚生労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品・医療機器等」という。）の回収の情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）のウェブサイト上に掲載し、広く周知を図っているところです。

今般、医療機関等の情報システムにおける回収情報の活用に係る利便性向上のため、回収に係る PMDA のウェブサイト及び関連システムの改修を行い、商品コード（GTIN：Global Trade Item Number。以下「GTIN」という。）を掲載内容に追加するとともに、GTIN を含む回収情報を CSV 形式で提供することが可能となりました。

つきましては、PMDA ウェブサイトの主な改修内容は下記のとおりですので、内容について御了知の上、貴会会員に対して御周知くださいますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 医薬品・医療機器等の回収の情報について、GTIN 及び対応するロット番号等の情報を CSV 形式で出力することを可能としたこと。
- 2 1 の新機能は令和 8 年 1 月 28 日から PMDA ウェブサイトに実装され、令和 8 年 4 月 1 日以降に新たに掲載される回収の情報については、「GTIN 及び該当するロット番号」が必ず記載されることものであること。

(参考)

回収情報を掲載している PMDA ウェブサイトの URL

(1) 医薬品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/recall-info/0002.html>

(2) 体外診断用医薬品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ivd/0003.html>

(3) 医薬部外品及び化粧品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/qdrugs-cosmetics/0002.html>

(4) 医療機器

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0054.html>

(5) 再生医療等製品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ctp/0011.html>